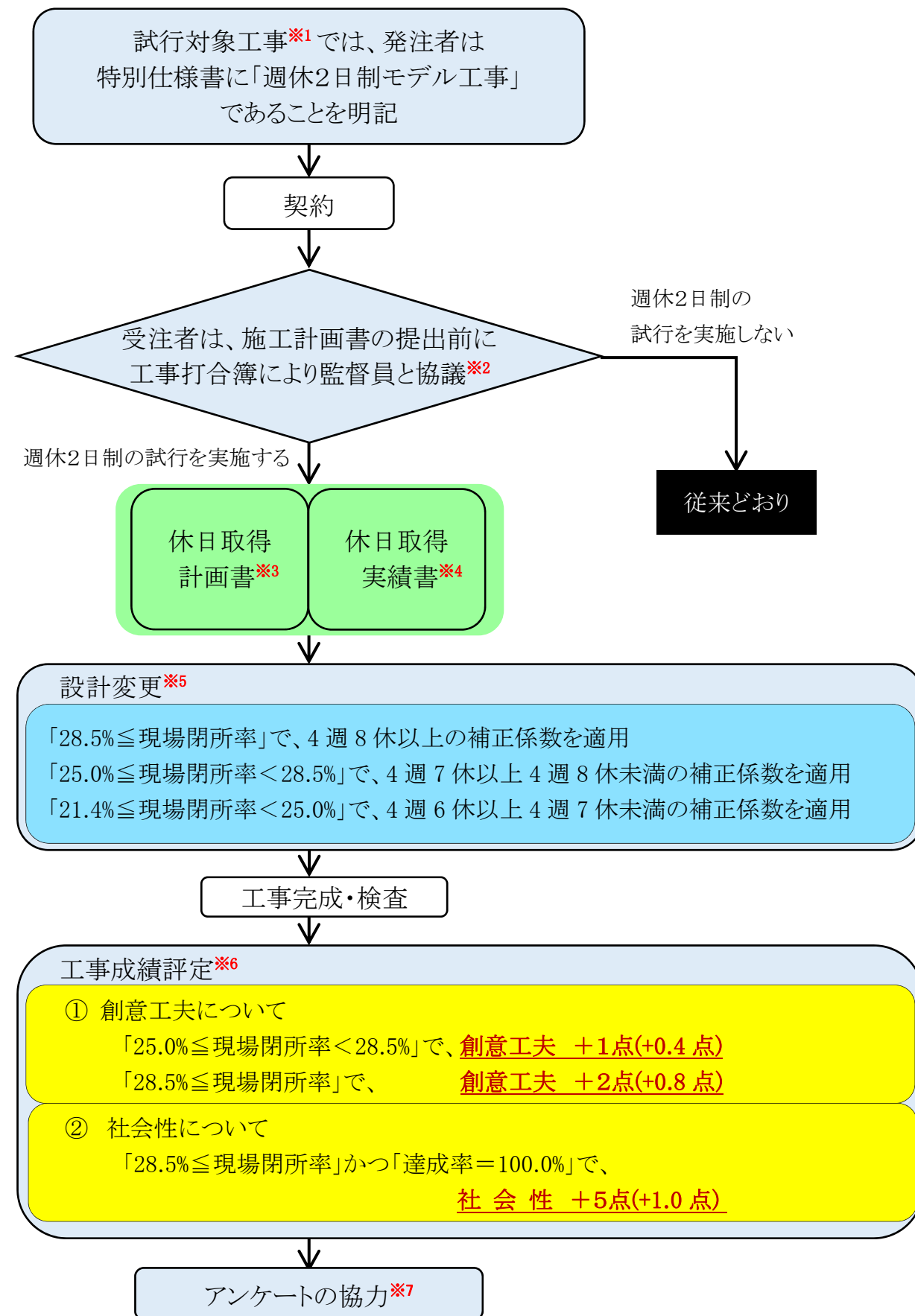


富山県農林水産部所管建設工事に係る

週休2日制モデル工事（試行）における運用フロー



※注釈について

注釈	内容
※1	「 <u>試行対象工事</u> 」とは、発注者が週休2日制モデル工事に適さないと判断した工事を除く、全ての工事をいう。 【 <u>適さない工事の例</u> 】 ・ <u>間接工事費を見積等による工事</u> ・ <u>工事期間に制約のある工事</u> ・ <u>災害復旧工事</u> など
※2	「 <u>工事打合簿による監督員との協議</u> 」は、 <u>施工計画書の提出前に行う必要がある</u> 。施工計画書の提出前に協議がなかった工事では、週休2日制モデル工事の試行を実施しない。
※3	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>工事着手日から工事完了日までの「休日取得計画書」を作成し施工計画書に添付する。</u> ➢ <u>工事完了日については、当初は見込みで計画し、工事完了月の前月までに「変更した休日取得計画書(工事完了月の分)」を、工事履行報告書に添付して監督員まで提出する。</u>ただし、工期延長により、<u>工事完了日を延期した場合、「休日取得計画書」を変更する。</u> ➢ 「<u>休日取得計画書</u>」は、<u>県農村整備課のHPから入手できる「表計算ファイル」を使用する。</u> ➢ 原則として、<u>土曜及び日曜日を休日として計画する(休日は、週2日以内)。</u>
※4	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「<u>休日取得実績書(前月分)</u>」を、毎月、<u>工事履行報告書に添付して提出する。</u> ➢ 「<u>休日取得実績書</u>」は、<u>県農村整備課のHPから入手できる「表計算ファイル」を使用する。</u> ➢ <u>工事完成月は、工事着手日から工事完了日までの「休日取得実績書」を完成届に添付して提出するとともに、「休日取得実績書の表計算ファイル」を、工事完成日までに電子メール等で提出する。</u> ➢ 監督員は、作業日報やKY実施記録等により「<u>前月分の休日の取得状況</u>」を確認し、<u>休日取得実績書を回議する。</u>
※5	<p>【<u>現場閉所率の算定式</u>】</p> <p>「<u>現場閉所率(%)</u>」=「<u>現場閉所日数</u>」÷「<u>対象期間の日数</u>」×100</p> <p>※ <u>週2日を超える休日については、現場閉所率の算定において「対象期間の日数」に含めるが、「現場閉所日数」に含めない。</u></p> <p>現場閉所率(%)の算定について、「<u>精算変更後から工事完了日までの現場閉所日数</u>」は、<u>精算変更時に受注者から聞き取りを行い判断する。(精算変更後に工事完了日までの現場閉所日数が変わった場合、再度変更が必要となる場合があるため注意すること。)</u></p>
※6	<p>【<u>完全週休2日の達成率の算定式</u>】</p> <p>「<u>達成率(%)</u>」=「<u>土日の現場閉所日数</u>」÷「<u>対象期間内の土日の日数</u>」×100</p> <p>※ 「<u>土日の現場閉所日数</u>」は、「<u>完全週休2日の振替休日</u>」を含む日数である。</p> <p>「<u>現場閉所率 28.5%以上、かつ、達成率 100.0%</u>」となった場合、<u>創意工夫及び社会性の両方で加点評価することができる。</u></p>
※7	試行工事では、現場閉所率及び達成率にかかわらずアンケートに協力するものとする。(工事完成後、14日以内に発注者へ提出すること。)